

## 「初年度チューター登録資格と規則について」

初年度チューター制度とは一橋大学に入学して間もない留学生が授業で分からなかった日本語の解説や、ゼミの専門的内容の解説、日本語でのレポートやレジユメの書き方などを個別にチューターに指導してもらう制度です。

### 1. チューター制度を利用できる留学生

- (1)学部生 … 本学に入学後1年間
- (2)大学院生 … 研究生の期間を含め、本学に入学後1年間
- (3)研究生 … 本学に入学後1年間  
ただし、日本語初級クラス(J1)での予備教育を受けている学生は、予備教育機関(6カ月)を含みません
- (4)交流学生 … 本学に入学後1年間

#### 【確認ください】

- 在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。留学生は指導を受けるチューターへ在留資格証明書に記載のある「在留資格」の項目が「留学」になっていることを見せるか口頭で伝えてください。プライバシーですので番号の開示は必要ありません。チューターの確認事項となっておりますのでお願いします。
- 1度に複数のチューターをつけることはできません。
- 一橋大学の学生となった1年目のみ利用できる制度です。例えば、学部から修士課程に学内で進学した場合は、本制度を再度利用することはできません。
- 休学中の留学生は、本制度の利用はできません。

### 2. チューターの登録資格(参考)

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります

- (1)本学に在籍する者(研究生、聴講生等非正規性は除く)  
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります
- (2)日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者

### 3. 対象となる指導内容

- (1)レポート・レジユメの添削
- (2)大学院受験の勉強上のアドバイス
- (3)履修している授業科目の解説
- (4)ゼミの専門的内容の解説

#### 【確認ください】

- 対象となる指導内容は日本語の指導のみです。その他の言語の指導は対象になりません。
- 就職活動のためのエントリーシートの添削等は指導の対象になりません。ただし、授業の課題であれば対象となります。
- 原則として、日本語教育科目は指導対象になりません。ただし、次の科目は例外的に指導対象となります。

①各学部が開講している専門日本語科目

- ・ 経済の日本語中級
- ・ 経済の日本語上級 I・II
- ・ 法の日本語
- ・ 社会科学の日本語上級 I・II

②大学院科目としての日本語科目

- ・ 特別講義 B 経済専門文献日本語
- ・ 専門日本語表現技法 I
- ・ 日本研究 I
- ・ 法言語文化論特殊研究

③経営管理研究科 経営分析プログラムの日本語学習科目

- ・ 日本語集中講義 A～H(留学生プログラム)

#### 4. 指導方法

リアルタイム(オンラインまたは対面)による添削指導をおこなってください。非同期の指導(メール、チャット)は活動時間には含められません。

#### 5. 指導時間枠(謝金の支払対象となる時間数)

留学生 1 人が受けることができる指導時間の合計は 120 時間/年です。

- 春学期入学留学生 = 4月～3月の1年間で 120 時間
- 秋学期入学留学生 = 秋学期 ～ 冬学期で 60 時間、春学期～夏学期で 60 時間、合計 120 時間

#### 6. ルール・規則に反した場合

チューター制度のルール・規則を守らない場合、チューター制度を利用する権利を失うこととなります。

教務課教務第三係

メールアドレス : [edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp](mailto:edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp)

電話番号 : 042-580-8765 事務室:東キャンパス東一号館 1 階